

# 宮城県総合畜産共進会開催要領

## 1 目的

この共進会は農林水産祭参加宮城県総合畜産共進会と称し、本県家畜の改良意欲の高揚並びに飼養技術の向上、消費者との交流による畜産物の消費拡大等により健全な畜産の振興発展に寄与する。

## 2 名称

平成 24 年度 宮城県 総合畜産共進会

## 3 主催

社団法人 宮城県畜産協会

## 4 共催

全農グループ

※全国農業協同組合連合会宮城県本部

※北日本くみあい飼料株式会社

宮城県家畜商協同組合

宮城県農業共済組合連合会

みやぎの酪農農業協同組合

宮城県酪農農業協同組合

## 5 協賛

仙台牛銘柄推進協議会、宮城野豚銘柄推進協議会、全国和牛登録協会宮城県支部

宮城県牛乳普及協会、宮城県食肉消費対策協議会、(社)宮城県農業公社、宮城県酪農協会

(社)宮城県獣医師会、宮城県畜産経営環境対策協議会、宮城県牛乳協会

(社)宮城県配合飼料価格安定基金協会、株式会社 宮城県食肉流通公社

仙台中央食肉卸売市場 株式会社、石巻埠頭サイロ 株式会社

宮城県家畜人工授精師協会、宮城県ホルスタイン協会

## 6 後援

宮城県、美里町、登米市、畜産関係団体、報道機関

## 7 会期及び場所

- |            |     |   |
|------------|-----|---|
| 1) 乳用牛の部   | 会 期 | 平成 24 年 9 月 15 日(土)                     |
|            | 場 所 | みやぎ総合家畜市場                               |
| 2) 肉用牛の部   | 会 期 | 平成 24 年 7 月 27 日(金)～平成 24 年 7 月 28 日(土) |
|            | 場 所 | みやぎ総合家畜市場                               |
|            |     | ただし、全国和牛能力共進会開催年度のみ 2 日開催とする。           |
| 3) 肉 豚 の 部 | 会 期 | 平成 24 年 9 月 5 日(水)～9 月 7 日(金)           |
|            | 場 所 | 宮城県食肉流通公社                               |

## 8 出品区分及び資格

- 1) 乳用牛の部・・・・・・別 紙
- 2) 肉用牛の部・・・・・・別 紙
- 3) 肉豚の部 (枝 肉)・・別 紙

## 9 出品申込み

出品者は、原則として各部の会期の 20 日前までに管内出品委員を經由の上、家畜保健衛生所並びに地方振興事務所畜産振興部（以下関係機関という。）に申込みし、関係機関はそれを取り纏めのうえ（社）宮城県畜産協会に提出するものとする。

## 10 出品家畜の搬入、搬出

- 1) 肉豚の部（枝肉）は、平成 24 年 9 月 5 日午後 1 時から午後 3 時、乳用牛の部は、平成 24 年 9 月 15 日午前 8 時 15 分まで、肉用牛の部は、平成 24 年 7 月 27 日午後 1 時 15 までに会場に搬入し、乳用牛、肉用牛の部は閉会后搬出する。
- 2) 出品家畜は会期中場外に搬出してはならない。ただし、会期中特別な事由によりやむを得ないと会長が認めたときはその限りではない。

## 11 出品家畜の保護及び健康検査

- 1) 出品家畜の不可抗力による損害については、その責任は負わない。
- 2) 出品家畜は搬入の際に健康検査を行い、疾病、悪癖、その他の事由により他に危害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その家畜の出品を拒絶することがある。

## 1 2 出品家畜の経費

出品家畜に対しては、出品手当を支給しない。

## 1 3 出品家畜の審査及び褒賞

- 1) 出品家畜は、すべて審査する。
- 2) 審査委員は会長が委嘱する。
- 3) 審査は各家畜の審査規程により行う。
- 4) 出品家畜には審査の結果により褒賞を与える。
- 5) 出品者は再審査を請い、審査の結果について異義を申し立てることはできない。
- 6) 不正な行為または錯誤により褒賞したことが発覚した場合、これを取り消すことがある。

## 1 4 会場及び参観

- 1) 会期中の一般の参観は午前9時から午後4時までとする。ただし、場合によっては、これを変更し、または会場の一部もしくは全部の参観を停止することがある。
- 2) この会の進行上、妨げとなる恐れがあると会長が認めた者は入場を拒否し、または会場を退出させることがある。
- 3) 会長の承認なくして出品家畜以外の家畜の搬入、あるいは物品を会場において売買もしくは頒布することはできない。

## 1 5 役 職 員

- 1) この会に名誉会長1名、会長1名、副会長5名、顧問、参与若干名を置く。
- 2) 名誉会長には、知事を推戴する。
- 3) 会長はこの会の一切の事務を総理する。また、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4) この会の事務局に事務局長1名、運営委員、出品委員及び事務局員若干名を置く。

## 1 6 そ の 他

- 1) 出品家畜の販売  
出品された肉豚はすべて枝肉とし、その販売は農協等を経由し全国農業協同組合連合会宮城県本部に委託するものとする。
- 2) その他必要な事項については会長これを定める。

## 出品区分及び資格

### 1 乳用牛の部

| 区分  | 資格月齢          | 備考  | 生年月日範囲                |
|-----|---------------|-----|-----------------------|
| 第1区 | 12カ月未満        | 未経産 | 平成23年9月15日以降          |
| 第2区 | 12カ月以上～16カ月未満 | 〃   | 平成23年5月15日～平成23年9月14日 |
| 第3区 | 16カ月以上～20カ月未満 | 〃   | 平成23年1月15日～平成23年5月14日 |
| 第4区 | 20カ月以上        | 〃   | 平成23年1月14日以前          |
| 第5区 | 3才未満          | 経産  | 平成21年9月15日以降          |
| 第6区 | 4才未満          | 〃   | 平成20年9月15日～平成21年9月14日 |
| 第7区 | 5才未満          | 〃   | 平成19年9月15日～平成20年9月14日 |
| 第8区 | 5才以上          | 〃   | 平成19年9月14日以前          |

- (1) 出品牛はホルスタイン種牛で、国内産登録牛であるもの。
- (2) 第1区から第4区までの出品牛は、未経産で県内産、かつ出品者が3カ月以上所有、飼養しているもの。
- (3) 第5区の出品牛は、出品者が6カ月以上所有、飼養しているもの。
- (4) 第6区から第8区までの出品牛は、出品者が1年以上所有、飼養しているもの。
- (5) 同一区内に双子を出品させることはできない。
- (6) 全共出品牛、県共出品牛の最高位牛は同区に出品できない。
- (7) 5・6・7・8区にベストアダーを選出する。

## 2 肉用牛の部

| 出品区分              | 資格月齢          | 備考   | 生年月日範囲                     |
|-------------------|---------------|------|----------------------------|
| 第1区(若雌の1)         | 14ヵ月以上～17ヵ月未満 | 単品   | 平成23年5月26日～<br>平成23年8月25日  |
| 第2区(若雌の2)         | 17ヵ月以上～20ヵ月未満 | 〃    | 平成23年2月26日～<br>平成23年5月25日  |
| 第3区(経産)           | 経産牛           | 〃    |                            |
| 第4区(系統雌牛群)        | 14ヵ月以上        | 4頭1組 | 平成23年8月25日以前               |
| 第5区(繁殖雌牛群)        | 3産以上          | 4頭1組 |                            |
| 第6区(高等登録群)        | 14ヵ月以上        | 3頭1組 | 平成23年8月25日以前               |
| 第7区(総合評価群)<br>種牛群 | 17ヵ月以上～24ヵ月未満 | 4頭1組 | 平成22年10月26日～<br>平成23年5月25日 |

※ 上記肉用牛の部の出品資格及び生年月日範囲は第10回全国和牛能力共進会の初日(平成24年10月25日)で起算する。

### (1) 第1区～第7区の共通条件

- 1) 出品牛は、黒毛和種で登録牛または登記牛とする。
- 2) 出品牛は、すべて自県産とする。
- 3) 全共、県共出品牛の最高位牛は、同区に出品できない。ただし、第4区～第7区についてはその限りではない。
- 4) 出品牛は、2区まで出品できる。

### (2) 第1区～第2区(若雌の1～2)

- 1) 出品牛は、育種価本原資格を有する牛とする。
- 2) 出品牛は、第1区及び第2区では3ヵ月以上続けて所有し、飼育されたもの。
- 3) 出品牛は、父牛が宮城県産基幹種雄牛とする。

### (3) 第3区(経産)

- 1) 出品牛は、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審牛)、または脂肪交雑の育種価(推定・期待)が宮城県の平均以上の牛とする。
- 2) 出品牛は、10ヵ月以上続けて所有し、飼育されたもの。
- 3) 出品牛は、父牛が宮城県産基幹種雄牛とする。

#### (4) 第4区(系統雌牛群)

- 1) 出品は、和牛育種組合、和牛改良推進組合もしくは家畜保健衛生所(畜産振興部)単位とし、4頭1組とする。
- 2) 出品牛は、育種価本原資格を有する牛とする。
- 3) 出品牛は、母方の血統を辿って出品牛相互に雌の2代祖以内に共通祖先がないこと。(母と母方祖母が共通しないこと。)
- 4) 出品牛は系統の特色を有するため、父牛は、宮城県基幹種雄牛とする。
- 5) 出品牛の産肉能力は、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審牛)、または、次のいずれかの条件を満たすもの。
  - ①高等登録牛であること。
  - ②本原登録の育種価条件を満たすもの。
  - ③枝肉重量、ロース芯面積、バラの厚さ、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑のうち、いずれかが宮県の上位1/4以上であること。
- 6) 出品牛の繁殖能力は、次のいずれかの条件を満たすもの。ただし、出品牛が未経産の場合は、母牛の繁殖能力とする。
  - ①高等登録牛であること。
  - ②本原登録牛または基本登録牛の場合は、初産月齢が28ヵ月以内であり、かつ、分娩間隔が400日以内、または、子牛生産指数の育種価(推定・期待)が宮県県の平均以上であること。
- 7) 出品牛は、3ヵ月以上続けて所有し、飼育されたもの。

#### (5) 第5区(繁殖雌牛群)

- 1) 出品は、和牛育種組合、和牛改良推進組合もしくは家畜保健衛生所(畜産振興部)単位とし、4頭1組とする。
- 2) 出品牛の産肉能力は、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審牛)、または高等登録牛であること。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
- 3) 出品牛は3産以上とし、繁殖能力は、次のいずれかの条件を満たすもの。
  - ①高等登録牛であること。
  - ②本原登録牛または基本登録牛の場合は、初産月齢が28ヵ月以内であり、かつ、分娩間隔が400日以内、または、子牛生産指数の育種価(推定・期待)が宮県県の平均以上であること。
- 4) 出品牛は、父牛が宮城県基幹種雄牛で、相互の血縁係数が6%以上のもの。
- 5) 出品牛は、3ヵ月以上続けて所有し、飼育されたもの。

## (6) 第6区(高等登録群)

- 1) 出品は、和牛育種組合、和牛改良推進組合もしくは家畜保健衛生所(畜産振興部)単位とし、3頭1組とする。
- 2) 出品牛は、直系3代にわたる高等登録牛の母牛とその娘牛及び孫娘牛の計3頭をもって、1群とする。
- 3) 娘牛及び孫娘牛の産肉能力は、育種価本原資格を有する登記牛、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審牛)、または高等登録牛であること。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。  
なお、孫娘牛については、期待の期待育種価算出できない場合、その母牛及び父牛が記載の条件を満たすこと。
- 4) 娘牛及び孫娘牛に産歴がある場合の繁殖能力は、①、②のいずれかの条件を満たすものとする。  
また、初産の場合は、初産月齢が28ヵ月以内であること。  
①高等登録牛であること。  
②本原登録牛または基本登録牛の場合は、初産月齢が28ヵ月以内であり、かつ、分娩間隔が400日以内、または、子牛生産指数の育種価(推定・期待)が宮城県の平均以上であること。
- 5) 出品牛は、3ヵ月以上続けて所有し、飼育されたもの。

## (7) 第7区(総合評価群)

- 1) 出品は、和牛育種組合、和牛改良推進組合もしくは家畜保健衛生所(畜産振興部)単位とし、種牛群は4頭1組とする。
- 2) 出品牛の父牛は、平成12年10月1日以降生まれの宮城県基幹種雄牛であること。
- 3) 出品牛の産肉能力は、育種価本原資格を有する登記牛、本原登録牛(平成14年4月1日以降受審牛)、ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
- 4) 出品牛の母牛の繁殖能力は、次のいずれかを満たすこと。  
①高等登録牛であること。  
②本原登録牛または基本登録牛の場合は、初産月齢が28ヵ月以内であり、かつ、分娩間隔が400日以内、または、子牛生産指数の育種価(推定・期待)が宮城県の平均以上であること。
- 5) この区においては、同一人が出品できる範囲は2頭以内とする。
- 6) 出品牛は、3ヵ月以上続けて所有し、飼育されたもの。

### 3 肉豚の部

| 区 分 | 資 格                     | 日 齢    | 生年月日範囲       |
|-----|-------------------------|--------|--------------|
| 第1区 | ミヤギノクロスの三元交雑種<br>(LW・D) | 180日以内 | 平成24年3月8日以降  |
| 第2区 | 第1区以外の肉豚                | 220日以内 | 平成24年1月28日以降 |

(1) 出品豚の生体重は、おおむね105～115kgとし、農場出荷時に計量する。

(2) 同腹2頭を1セットとし、その性別は問わない。

## 地区別出品頭数

### 1 乳用牛の部

| 区分  | 大河原 | 仙台 | 大崎 | 栗原 | 登米 | 石巻 | 計  |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 第1区 | 2   | 1  | 3  | 3  | 1  | 1  | 11 |
| 第2区 | 2   | 0  | 3  | 3  | 1  | 1  | 10 |
| 第3区 | 2   | 0  | 4  | 2  | 1  | 1  | 10 |
| 第4区 | 2   | 0  | 4  | 2  | 1  | 1  | 10 |
| 第5区 | 4   | 0  | 3  | 2  | 1  | 1  | 11 |
| 第6区 | 3   | 1  | 2  | 2  | 1  | 1  | 10 |
| 第7区 | 3   | 0  | 2  | 2  | 1  | 1  | 9  |
| 第8区 | 3   | 0  | 2  | 2  | 1  | 1  | 9  |
| 計   | 21  | 2  | 23 | 18 | 8  | 8  | 80 |

### 2 肉用牛の部

| 区分  | 大河原         | 仙台          | 大崎           | 栗原          | 登米          | 石巻          | 計             |
|-----|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 第1区 | 2           | 1           | 4            | 2           | 3           | 1           | 13            |
| 第2区 | 2           | 1           | 4            | 2           | 3           | 1           | 13            |
| 第3区 | 2           | 1           | 4            | 2           | 3           | 1           | 13            |
| 第4区 | 1組(4)       | 1組(4)       | 1組(4)        | 1組(4)       | 1組(4)       | 1組(4)       | 6組(24)        |
| 第5区 | 1組(4)       | 1組(4)       | 1組(4)        | 1組(4)       | 1組(4)       | 1組(4)       | 6組(24)        |
| 第6区 | 1組(3)       | 1組(3)       | 1組(3)        | 1組(3)       | 1組(3)       | 1組(3)       | 6組(18)        |
| 第7区 | 1組(4)       | 1組(4)       | 1組(4)        | 1組(4)       | 1組(4)       | 1組(4)       | 6組(24)        |
| 計   | 6<br>4組(15) | 3<br>4組(15) | 12<br>4組(15) | 6<br>4組(15) | 9<br>4組(15) | 3<br>4組(15) | 39<br>24組(90) |

### 3 肉豚の部

| 区分  | 大河原        | 仙台        | 大崎         | 栗原         | 登米         | 石巻       | 計           |
|-----|------------|-----------|------------|------------|------------|----------|-------------|
| 第1区 | 5<br>(10)  | 0<br>(0)  | 21<br>(42) | 11<br>(22) | 26<br>(52) | 0<br>(0) | 63<br>(126) |
| 第2区 | 5<br>(10)  | 5<br>(10) | 8<br>(16)  | 2<br>(4)   | 5<br>(10)  | 2<br>(4) | 27<br>(54)  |
| 計   | 10<br>(20) | 5<br>(10) | 29<br>(58) | 13<br>(26) | 31<br>(62) | 2<br>(4) | 90<br>(180) |

## 褒 賞 区 分

### 1 乳用牛の部

| 区 分 | 名誉賞 | 最優秀賞 | 優秀賞 | 計  | ベストアダー |
|-----|-----|------|-----|----|--------|
| 第1区 | 1   | 3    | 8   | 11 |        |
| 第2区 |     | 3    | 7   | 10 |        |
| 第3区 |     | 3    | 7   | 10 |        |
| 第4区 |     | 3    | 7   | 10 |        |
| 第5区 | 1   | 3    | 8   | 11 | 1      |
| 第6区 |     | 3    | 7   | 10 | 1      |
| 第7区 |     | 3    | 6   | 9  | 1      |
| 第8区 |     | 3    | 6   | 9  | 1      |
| 計   | 2   | 24   | 56  | 80 | 4      |

### 2 肉用牛の部

| 区 分 | 名誉賞 | 最優秀賞  | 優秀賞    | 計      |
|-----|-----|-------|--------|--------|
| 第1区 | 1   | 4     | 9      | 13     |
| 第2区 |     | 4     | 9      | 13     |
| 第3区 |     | 4     | 9      | 13     |
| 第4区 | 1   | 2 (8) | 4 (16) | 6 (24) |
| 第5区 |     | 2 (8) | 4 (16) | 6 (24) |
| 第6区 |     | 2 (6) | 4 (12) | 6 (18) |
| 第7区 |     | 2 (8) | 4 (16) | 6 (24) |
| 計   | 2   | 20    | 43     | 63     |

### 3 肉豚の部

| 区 分 | 名誉賞 | 最優秀賞 | 優秀賞 | 計  |
|-----|-----|------|-----|----|
| 第1区 | 1   | 6    | 7   | 13 |
| 第2区 | 1   | 2    | 1   | 3  |
| 計   | 2   | 8    | 8   | 16 |

※名誉賞は最優秀賞のうちから選出する。

※団体賞は乳牛用、肉用牛、肉豚の部門に授与し、成績の配点は名誉賞10点、最優秀賞1席5点、最優秀賞2席3点、最優秀賞3席1点とする。

# 平成 24 年度宮城県総合畜産共進会出品申込書

平成 年 月 日

社団法人 宮城県畜産協会会長 殿

所属: 印

平成 24 年度宮城県総合畜産共進会に出品したいので、開催要領 9 により下記のとおり申し込みます。

## 記

### 1 乳用牛(ホルスタイン種)

| 区 | 名 号<br>登 録 番 号<br>個 体 識 別 番 号 | 生年月日 | 産 地 | 血 統 |   | 出 品 者 |     |
|---|-------------------------------|------|-----|-----|---|-------|-----|
|   |                               |      |     | 父   | 母 | 市町村   | 氏 名 |
|   |                               |      |     |     |   |       |     |

### 2 肉用牛(黒毛和種)

| 区 | 名 号<br>登 録 番 号<br>個 体 識 別 番 号 | 生年月日 | 産 地 | 血 統 |   |     | 育種<br>価の<br>有無 | 出 品 者 |     |
|---|-------------------------------|------|-----|-----|---|-----|----------------|-------|-----|
|   |                               |      |     | 父   | 母 | 母の父 |                | 市町村   | 氏 名 |
|   |                               |      |     |     |   |     |                |       |     |

### 3 肉 豚

| 区 | セット | 生年月日 | 品 種  | 性 別 | 耳標(耳刻)番号 |       | 出 品 者 |     |
|---|-----|------|------|-----|----------|-------|-------|-----|
|   |     |      |      |     | 父(D)     | 母(LW) | 市町村   | 氏 名 |
| 1 |     |      | LW・D |     |          |       |       |     |

※第 1 区に出品する肉豚は、ミヤギノクロスによる三元交雑種であることを証明します。

| 区 | セット | 生年月日 | 品 種 | 性 別 | 耳標(耳刻)番号 |      | 出 品 者 |     |
|---|-----|------|-----|-----|----------|------|-------|-----|
|   |     |      |     |     | 父( )     | 母( ) | 市町村   | 氏 名 |
| 2 |     |      |     |     |          |      |       |     |